

令和6年生駒市農業委員会11回定例会会議録

会議主管課 農業委員会事務局

会議開催日時 令和6年11月11日(月)午後2時00分

会議開催場所 市役所 401・402会議室

出席者 会長 10番 中井 啓二

農業委員会委員

1番 山角 ひろ子 2番 奥野 通孝

3番 田中 良治 4番 稲葉 健三

5番 今井 正徳 6番 岩前 利典

7番 松尾 克巳 8番 岡田 啓秀

9番 有山 富士美

農地利用最適化推進委員

辻 英雄 影林 則昭

池田 典夫 池谷 初英

前田 隆男 棚田 秀治

谷野 諭

説明者 事務局 局長 吉岡 浩 補佐 坂本 親穂

主幹 有山 清隆 主査 田所 智

傍聴者 0名

---

議事次第

審議事項

1. 農地法第3条第1項の規定による許可承認について
2. 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について
3. 農用地利用集積計画に対する意見聴取について

報告事項

1. 農地法第3条の3の規定による受理通知について
2. 農地法第4条第1項第7号の規定による受理通知について
3. 農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知について
4. 農地法第18条第6項の規定による受理通知について
5. 農地の転用事実に関する照会について

その他

配布資料

- 本日の定例会議の「議案」及び位置図
- 農地集積集約情報
- 農政なら
- 令和6年度農業者年金オンラインセミナーの開催について

○補佐 出席者数による会議の成立を確認

傍聴人 0 名

生駒市農業委員会会議規則第7条の規定により中井啓二会長に議事進行を依頼

○議長 開会宣言

議事録署名について、議長である私(10番 中井会長)と6番 岩前委員、7番 松尾委員にお願いしたい。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の説明を事務局に依頼

○主査 〔議案読み上げ〕

農地法第3条第1項は、農地の所有権移転や、賃貸借・使用貸借などの権利設定を行う場合、農業委員会の許可が必要であることから、申請が出てきたものである。

No.1～3の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(1)で、国道163号線高山大橋の交差点の南約250mにある高山町地内の農地合計3筆

申請理由について

本申請について、まずNo.1の農地については、この後の報告案件で報告するが、農地の賃貸借契約が締結されており、農地法第18条第6項にて双方合意の上解約された後、本申請が出てきている。

譲渡人は相続により農地を所有しているが、農業経営の縮小を考えており、今般売り渡すことになった次第である。

No.2～3の農地については、譲渡人は相続により多くの農地を取得したが、今般、譲受人が農業経営の拡大のため、No.1の農地を取得すると共に、更に経営の拡大をしたいとのことで、隣接する当該農地も購入することになった次第である。

要件について

耕作に必要な農機具等についてはご自身で所有されている。

現地調査について

今月6日に会長をはじめとする農業委員4名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っている。

以上のことから、これらの申請については、農地法第3条2項の許可要件は満たしており、許可相当と考えられる。

以上、審議をお願いしたい。

○議長 議案第1号について地元推進委員へ補足説明を依頼

○委員 譲受人は今現在も農業に携わり、農機具等も所有しており、本人と奥様と子供3人で農作業に従事されていると聞いている。

- 議長 意見・質問について出席委員へ確認
  - 委員 この農地は田のまま使うのか、それとも畑として使うのか。譲受人の住所地からは少し遠いのではないかと思うが、その辺りは大丈夫なのか。
  - 主査 譲受人の自宅から農地までは距離にして約13kmで、時間にすると20分から混雑時は40分ほどなので、通作する距離としては問題ないかと思う。
  - 局長 農地法第3条の申請において、市外の方が買われる場合は必ずどのような経路で農地まで来るのか地図を付けてもらっており、耕作できるかなどの確認をしている。
  - 議長 意見・質問について出席委員へ確認  
[「なし」の声あり]
  - 議長 異議の確認  
[「異議なし」の声あり]
- 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の承認を宣言  
議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」の説明を事務局に依頼
- 主幹 [議案読み上げ]

本申請は、所有権の移転や賃借権・使用借権の設定のある農地転用のうち、市街化調整区域の転用については奈良県知事の許可が必要なことから、申請がでてきたものである。「農地を農地以外のものにする」行為の事で、耕作の目的に供されている土地を耕作以外の目的に供するすべての行為が規制の対象となる。具体的には、農地を農地以外の「住宅用地・青空駐車場・青空資材置場等」の他の用途に転用する行為である。

#### No.1の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(2)で、生駒北学校給食センターの東約300mのところにある高山町の農地1筆

#### 申請理由について

譲渡人は農地を所有しているものの、現在施設に入っておられ、成年後見人制度により司法書士と親類の方の2名の後見人が登記されている。

成年後見人制度とは、厚生労働省のホームページによると「認知症、知的障害、精神障害などの理由でひとりで決めることが心配な方々は、財産管理(不動産や預貯金などの管理、遺産分割協議などの相続手続など)や身上保護(介護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約締結、履行状況の確認など)などの法律行為をひとりで行うのがむずかしい場合がある。また、自分に不利益な契約であることがよくわからないままに契約を結んでしまい、悪質商法の被害にあうおそれもある。このようなひとりで決めることに不安のある方々を法的に保護し、支援するのが成年後見制度である。」と記載されていた。

一方譲受人は個人で購入後、本人が代表を務める不動産会社に青空駐車場として賃貸するとの事である。農地転用と関係はないが、本農地の許可が出れば、北側にある家も購入し、保養所として使うと聞いている。なお、この会社は岸和田市に本社があるが、高山町に支店があり、本農地より道路を挟み南西側50mと近隣である。

なお、位置図の中に点線で囲われている部分があるが、こちらは平成5年4月に農地法施

行規則第5条第1項届出、現在の農地法第29条第1項届出で農道・農作業所として99.2㎡の届出がなされており、問題はない。

まず雨水等については自然浸透及び、南東側道路に沿って透水管を設置し、農地内道路を境に西側は既存枡へ、東側は水路へ放流する事としている。また北東側の水路に面している部分については、農地から直接水路に水が流れ込まないように枕状の畔のようなものを設置する予定である。

次に立地基準による判断については、生駒市内の農地は、全て農用地区域外の農地であり、また、住宅、事業用施設、公共施設または公益施設が連たんしている地域に近接する区域で、おおむね10ha未満の区域内であることから、第2種農地に該当する。

申請にあたって汚水はなく、雨水は先程申したように自然浸透と透水管による既存枡と水路への放流としている。また、北倭土地改良区の意見書及び、地元水利組合の同意が添付されていることから、周辺農地への影響等についても問題はない。

#### 現地調査について

今月6日に会長をはじめとする農業委員6名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っている。

以上のことから、これら案件については奈良県知事に進達することが相当であると考えられる。なお、転用面積が300㎡以上であることから、奈良県知事に進達する前に、奈良県農業会議への意見照会を経る必要がある。

以上、審議をお願いしたい。

- 議長 議案第2号について地元推進委員へ補足説明を依頼
- 委員 事務局から説明があった通り、近くで不動産の会社を営んでおり、お客様と従業員の駐車場にすると聞いている。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認  
[「なし」の声あり]
- 議長 異議の確認  
[「異議なし」の声あり]
- 議長 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」の承認を宣言  
奈良県知事へ進達を依頼する。なお転用面積が300㎡以上であるため進達前に奈良県農業会議へ意見照会を行う。  
議案第3号「農用地利用集積計画に対する意見聴取について」の説明を事務局に依頼
- 主幹 〔議案読み上げ〕

#### No.1～2の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(3)で、奈良交通バスたんだ橋バス停より北西へ約850mにある農地2筆

#### 申請理由について

この計画書にある、公益財団法人 なら担い手・農地サポートセンターとは、橿原市にあり、奈良県内の農地を集約・集積、つまり農地を借り受け、担い手に貸し付けを行う事業の農地

中間管理事業を専門的に推進する団体である。

以前までは、なら担い手・農地サポートセンターの貸し借りの制度については、農業振興地域を持つ市町村でしか利用できなかったが、現在は市街化調整区域の農地を持つ市町村でも利用できるようになり、生駒市においても、市街化調整区域の範囲内の農地であれば利用できるようになっている。

使用貸人は、ご主人から多くの農地を相続され、この農地については、南側の農地にはさつま芋、北側の農地には季節野菜を作付けされていたが、道路より少し入り込んでおり高齢な本人には耕作し辛い農地で、今般貸借を結ぶことになった次第である。

また使用借人のご夫婦は、市の遊休農地貸付制度を利用して小明町の農地を借受け家庭菜園から始められ、その後二人して市主催のファーマーズスクールに応募・卒業し、その後は(株)未来農業研究所でアルバイトを行っておられ、本年5月に新規就農者として近隣農地を借受けられた。さらに本農地を借受けた後、こちらの農地では、にんにく・玉ねぎ・サリュウ、来年にはトマトを作付けする予定である。

要件について

耕作に必要な農機具等については既に所有されている。

現地調査について

今月6日に会長をはじめとする農業委員6名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っている。

#### ○主査 No.3～16の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(4)で、第2阪奈道路壱分ICの西約700mにある農地14筆

申請理由について

賃貸人は、父親から多くの農地を相続されたが、維持管理が大変なことから、今般貸借を結ぶことになった次第である。

また賃借人は、令和3年に丹波市立農<sup>みのり</sup>の学校に入学し、農業を学ぶと共に、在学中から他の農園を訪れ、勉強されていた。卒業した後は、各地の農園を訪れ、農業技術等の取得をしてきた。本農地では、有機及び自然栽培法で多品目の野菜を栽培予定である。

要件について

耕作に必要な農機具等については、必要に応じて農協で借りるとのこと。

現地調査について

今月6日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っている。

なお当日に新規就農者面談を行っており、借人は本町にお住まいで、農業を始めるきっかけ、農作物の販売方法、農機具の調達、栽培品目、農業従事日数等を確認。また、自宅から農地までは10分程であり、災害等何かあれば農地へ駆けつけることが可能な距離と思われる。

以上のことから、議案第3号「農用地利用集積計画に対する意見聴取について」については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件に該当しているため、特に問題ないとする。

以上、審議をお願いしたい。

- 議長 議案第3号(No.1～2)について地元推進委員へ補足説明を依頼
- 委員 現在、使用借人が道沿いの土地を借りて耕作されている。そこから一段上がったところが今回の農地である。隣接もしているし問題ないかと思う。
- 議長 議案第3号(No.3～16)について地元推進委員へ補足説明を依頼
- 委員 場所としては山の中で、水や周りの人たちにも何ら影響等はないと思う。強いて言えば、農機具を所有していない事くらいで、栽培方法は自然農法と聞いている。この自然農法で生活が成り立つのかはわからないが、本人の意志は固いと思う。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認
- 委員 No.3～16は面積が全部で6, 148㎡ほどあるが、借人は会社か何かの事業でやるのか。個人でやるのか。個人で6, 000㎡というと6反だが、それを自然農法というのはどうなのか。私は一人で田畑を3反半ほどやっているが、本当に大変だ。それを自然農法でやられて本当に維持していけるのか、少し不安に思う。
- 主査 基本は借人が一人でやると聞いているが、本人に一人で大丈夫なのかを確認をしたところ、妹や知人の方にもお手伝いいただけるということで、維持管理はしていけると聞いている。
- 委員 農業経験者なのか。
- 主査 農業は今までされていない。農業に興味を持たれ、市に相談したところどこかで修業を積んでほしいと言われたという事で、兵庫県丹波市が運営している学校に行かれて、そこで自然農法を学ばれた。他にも農園等に行かれて勉強され、今般就農するという事である。
- 委員 この農地の現状はどういう状態なのか。
- 主査 現状は本農地の北側は農地も結構あり、遊休農地化しているところもある。笹類が生い茂った場所になっており、日当たりは十分ある。
- 局長 現地調査に行った際もきちんと草刈り等されており、今すぐに営農できるような農地である。
- 委員 記憶では、笹などが生い茂った気がするのだが。
- 議長 現場確認に行き、事前に指導していただいて、試しの作物を植えている状況も確認したので局長の発言通りである。
- 委員 いつまで水田をされていたのか記憶が定かではないが、数年前までは水田だった。その後も草刈り等はされており、若干草は生えていたが、いつでも耕作できる。トラクターさえ入れれば耕耘出来るような状態で維持されていた。
- 委員 さきほど委員さんの質問されたことの回答ではないが、会長たちと借人にヒアリングをさせていただいた。6反ほどあり、棚田になっている農地でだっ広く平らなわけではないので、かなり作り難いと思う。そして自然農法なので手間もかかるということで、今まで農業されておらず、学校で学ばれただけで大丈夫かなという思いがあったが、ヒアリングをして熱意もあり、知識もあるので、今般審議に上げさせていただいた。実際にやってみないとわからないというところは

ある。本人のやるという意志とかなりの熱意があり、販売先なども申請書に書いておられるので大丈夫かなと思う。

○委員 農機具を農協で借りると言っているが、1つも持っていないのか。

○主査 本人にも確認をとったが、自然農法ということで一般で栽培する場合は耕して畝を作ったりされるが、そのまま地植えすると聞いている。耕すことも必要なもので、年に1回程度借りると聞いている。

○委員 草刈り機も持っていないのか。

○主査 草刈り機は3台ほど持っている。先日も草刈りを依頼したところ、友人などが手伝ってくれて短い時間で終わっていた。事務局でもその辺りは聞き取りをしたが、トラクター等はそこまで必要ないと聞いている。

○議長 面接させていただいて、勉強はたくさんしてこられたのだと思う。少しはトラクターでやるが、タイミングを見て草をマルチ代わりにする等の手法で自然農法をやるという話も聞いた。不安はあるが、熱意は感じたので、これだけの広さの農地を遊休農地化させずに使っていただけるという事で今回議案に上げさせていただいた。

○委員 私は個人的に6年ほど前に、借人に試験的に作らせてほしいと言われて、農地を貸したことがある。その時はまだ丹波の大学へ行く前の段階だったので、今の段階とどのように違うのか実際の作り方等は変わってきているのか等はわからないが、基本的には変わらないのではないかなと思う。この辺りの土地でどのような作物ができるのか知りたいと言われ、一坪くらいの土地を貸してくれという事で、草刈りしかしていないような畑の一角を貸した。そこにキャベツ、ブロッコリー、白菜だったと思うがそれを少しだけ植えて秋から春までの間、半年間ほど貸した。その中でいろいろ話をしたが、普通は作物以外の雑草は取るが、それはしないと聞いている。作物に生育の影響が出るほどの大きな草は取るけれど、それ以外はグランドカバーと言らしいが、草取りはしない。草の中に作物があるイメージである。今年も、本案件以外に春から部分的に借りてされていたようだが、隣接している道路から見ていると、草が生えているのしか見えないが、キュウリの支柱などを立てて実際にキュウリも作っていたと聞いた。今回は6反ほど面積があるが、農業機械もほとんど使わない、ほとんど耕作もしないで作物だけを植えていって、背丈が伸びて邪魔になる草だけはとると言うような農業である。完全な無農薬で有機農業をやり、野菜を作るということである。今までの私たちの農業とはやり方が違う形の農家さんだと思う。

○委員 何歳くらいのかたなのか。

○主査 45歳のかたです。

○委員 近所に迷惑のかからないよう、了承は得ているのか。

○局長 近所というか、周りに作付けしている農地はない。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

議案第3号「農用地利用集積計画に対する意見聴取について」の承認をすることとし、生駒市

長に対しては「問題なし」と回答

報告第1号「農地法第3条の3の規定による受理通知について」

報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による受理通知について」

報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知について」

報告第4号「農地法第18条第6項の規定による受理通知について」

報告第5号「農地の転用事実に関する照会について」

を、事務局に一括して説明を依頼

報告第1号「農地法第3条の3の規定による受理通知について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この届出は、許可が不要な権利取得、主なものとして相続、時効取得だが、そのような事由による権利の移動があった場合、本条に基づく届出を義務づけることにより、農業委員会が権利の移動を知り、その機会を捉えて、農地の適正かつ効率的な利用のための措置を講ずることができるようにするためのものである。

No.1については2名で所有されていたが兄弟等ではなく他人同士で所有しており、もう一人の方が持ち分放棄されたということで今般届出されたものである。No.2～No.17、No.19及びNo.20は相続により所有権を取得された農地、No.18は相続により賃借権を取得された農地について届出されたものである。

報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による受理通知について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、農地法第4条第1項第7号に基づき、市街化区域内農地の転用について、提出されたものであり、権利の設定、移転が伴わない農地転用である。

No.1については、地図番号(5)で、近鉄生駒線菜畑駅の南約600mのところに位置する中菜畑2丁目地内の農地で、次に報告する農地法第5条で届出された農地と一体利用で青空駐車場を目的として農地転用の届出がされたものである。

報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、農地法第5条第1項第6号に基づき、市街化区域内農地の転用について、提出されたもので、権利の設定、移転が伴う農地転用である。

No.1については地図番号(5)で、先に報告した農地法第4条の届出と同様、近鉄生駒線菜畑駅の南約600mのところに位置する中菜畑2丁目地内の農地で、先に報告した農地法第4条の届出の農地と一体利用で青空駐車場を目的として農地転用の届出がされたものである。

報告第4号「農地法第18条第6項の規定による受理通知について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

本報告は、過去に交わされていた農地の賃貸借契約が、双方合意の上、解約されたという通知を受け、受理したことを報告しているものである。

議案第1号のNo.1の農地で、さきほど説明した通り、今回の解約の後に農地法第3条が申請されたという事である。

報告第5号「農地の転用事実に関する照会について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、現況、農地性が無いものを他の地目に変更するため、法務局に地目変更申請がなされた場合、法務局から農業委員会に照会があった事案である。

No.1については昭和40年に許可を受けたもの、No.2～4については数十年前から宅地として利用していたもの、No.5については平成15年に許可を受けたもの、No.6は数十年前から宅地として利用されてきたもの、No.7は数十年前から原野化したもの、No.10及びNo.11は数十年前から山林化したもので、今般申請されたものである。なお、No.8及びNo.9は現場確認をし、農地性があると判断したため、農地として回答したものである。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 「農地集積集約に係る情報交換」について事務局に依頼

○補佐 地域計画策定に係る集落座談会の案内

○主査 北田原町の農地を紹介

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 農地パトロールの報告を各委員に依頼

○委員 各地区の農業委員が農地パトロールについて報告

○議長 「法人の農地の利用状況調査の報告について」を担当農業委員に依頼

- ・ 社会福祉法人 いこま福祉会
- ・ (株)未来農業研究所
- ・ (株)あいのあぶら農園
- ・ 一般社団法人 交野おりひめ未来研究所

すべての法人についての農地利用状況について説明、特に問題なく利用できている。

○議長 「その他」について事務局に依頼

○主幹 農政ならについて説明

○主幹 令和6年度農業者年金オンラインセミナーの開催について説明

○主幹 農業祭での親子芋ほり体験の集計報告

応募者数 163組

当選者数 80組

当日参加組数 69組 198株

○委員 「なら農業委員会女性委員の会」伝統食伝承推進研修会の報告

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

○委員 農業祭芋ほりについて意見あり。

○議長 次回の日程についての説明を事務局に依頼

○補佐 次回の日程について

定例会 令和6年12月9日(月)午後2時 市役所 401・402会議室

現地調査 令和6年12月5日(木)

12月4日(水)までに同行いただく委員に連絡する。

○議長 閉会宣言

午後3

時41分閉会

農業委員会等に関する第27条の規定により、令和6年生駒市農業委員会第11回定例会の議事録を作成し、ここに署名する。

会 長            10番

---

農業委員        6番

---

農業委員        7番

---